

十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱細則

第1 目的

十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、管理者が行う消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）の交付に係る必要な事務の詳細は、この十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度要綱細則（以下「要綱細則」という。）の定めるところによる。

第2 具体的な認定基準（要綱第4条関係）

管理者が協力事業所として認める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 1 要綱第4条第1号については、事業所等に次に定める人数の消防団員がいること。
 - ア 従業員等が10人以下である場合 団員数 \geq 1
 - イ 従業員等が11人以上、20人以下である場合 団員数 \geq 2
 - ウ 従業員等が21人以上、30人以下である場合 団員数 \geq 3
 - エ 従業員等が31人以上、40人以下である場合 団員数 \geq 4
 - オ 従業員等が41人以上、50人以下である場合 団員数 \geq 5
 - カ 従業員等が51人以上である場合 団員数 \geq （従業員数 -50 ） $\div 40 + 5$ （小数点以下切上げ）
- 2 要綱第4条第2号については、各配慮事項について意思表示をしていること。
- 3 要綱第4条第3号については、災害時における重機・車両・資器材の貸出し、又は水利の提供の意思表示をしていること。
- 4 要綱第4条第4号については、消防団活動への土地の貸出し、その他便益の意思表示をしていること。

第3 消防関係法令との整合（要綱第4条関係）

消防団協力事業所表示申請時に消防関係法令違反があった場合、次のように認定する。

- 1 消防用設備の未設置、防火管理者未選任、危険物保安監督者未選任、危険物取扱者未届等、重大な不備事項がある場合は、必要に応じ立入検査を実施し、不備事項の改修を確認次第認定とする。
- 2 上記1以外の違反については、不備欠陥事項改修（計画）報告書の提出された時点で認定とする。

第4 交付日（要綱第6条関係）

表示証の交付は、随時に行うこととする。原則として、交付日は、交付式実施の日とする。

第5 表示証等の交付（要綱第6条関係）

協力事業所の認定を受けた事業所等に対して、表示証に添えて表示証交付書を交付するものとする。

第6 認定の更新（要綱第9条第3号関係）

- 1 管理者は、認定の日から有効期間を経過する1ヶ月前に、表示の継続意思の確認を行うものとし、認定の更新は、要綱第4条に定める基準への適合状況を確認した上で行うものとする。ただし、認定基準に適合しない場合であっても、1回に限り認定を更新できるものとする。
- 2 協力事業所として認定の更新を受けようとする事業所等は、十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示申請書により再申請を行うものとする。
- 3 協力事業所の認定更新を受けた事業所等に対して、表示証交付書を交付するものとする。

附 則

この要綱細則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和5年5月1日から施行する。